

平成22年度の住民税・国民健康保険税申告相談は、 2月16日(火)～3月15日(月)です。

申告相談について

平成22年2月16日(火)～平成22年3月15日(月)に住民税・国民健康保険税の申告相談を行います。日程については、左記(3ページ)の表をご覧ください。

税申告は、住民税の課税や国民健康保険税の課税のための資料となり、また、保育料、福祉・医療・児童手当等の所得証明の基礎にもなります。未申告により所得状況が不明となっている方は、前述の各種証明が発行されません。

申告が必要となる方は、必ず期限(平成22年3月15日)までに申告を済ませていただきますようお願いいたします。

申告書を提出しなければならない方

平成22年1月1日現在、鏡野町に住所を有し、次のいずれかに該当のある方。

- (1) 事業所得(営業・農業)・不動産所得・配当所得・雑所得があった方
- (2) 給与所得があった方で次に該当する方
 - ① 給与所得以外に各種所得(事業所得・不動産所得・配当所得・雑所得)があった方
 - ② 日雇い・バイト等で勤務先から「給与支払報告書」を鏡野町に提出されていない方
- (3) 医療費控除・雑損控除・社会保険料控除・扶養控除等の各種所得控除を受ける方
- (4) **国民健康保険加入者の方**

(国民健康保険加入者の方は、毎年所得の申告が必要です。所得の無い方や、収入が遺族年金及び障害年金だけの方についても「所得がない」旨の申告が必要となります。申告されていない場合は、低所得世帯に対する軽減措置等が認められないため、ご注意ください。)

申告に必要なもの

- (1) 印鑑
- (2) 各所得の計算に必要な書類
 - ① 給与所得・年金所得のある方 給与・公的年金等の源泉徴収票
 - ② 事業所得(営業・農業)・不動産所得等のある方 帳簿書類等
 - ③ 譲渡(土地・山林等)所得のある方 契約書や販売金額明細書等
 - ④ その他(一時所得・雑所得等) それぞれの収入の支払調書
- (3) 各種所得控除を受ける場合は、それらの支払証明書や領収書
 - ① 医療費控除 医療費の領収書及び保険等で補てんされた金額の明細書
 - ② 生命保険・損害保険料控除 保険会社が発行する控除証明書
 - ③ 雑損控除・寄付金控除 領収書・証明書

その他

- (1) 税務署から確定申告書が郵送されている方は、必ずご持参ください。
- (2) 2月28日(日)は申告相談を行っていますが、その他の日曜日は申告相談を行っていませんので、ご注意ください。